

千葉県 週休2日制適用工事 対象期間の考え方

県土整備部技術管理課



○対象期間

- ・現場着手日から現場完成日までの期間のこと。契約後受発注者で協議を行います。
- ・現場施工中に一時中止期間等※がある場合には対象期間から除きます。

※一時中止期間等：年末年始6日間、夏季休暇3日間、工場製作期間、一時中止期間、

受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間

(例) ・工事の一部に、作業の性質上、現場作業を余儀なくされる工種を含む場合

交差点改良等、交通の安全確保のため、規制期間を短くするよう発注者や警察、地元等から要請があった工種等

夜間作業において、渋滞や騒音対策のため、作業時間が制限される工種等

・催事、地元対応などにより、やむを得ず現場作業を余儀なくされる場合

○現場閉所／休日

- ・1日を通して現場作業を行っていない状況のこと。
- ・降雨等による予定外の休工日についても、現場閉所日又は休日を含みます。
- ・現場事務所で事務作業のみを行っている場合も、現場閉所日又は休日を含みます。

○4週8休

- ・完全週休2日（土日）

対象期間の全ての週で現場閉所率又は平均休日率が28.5%（2日/7日）以上のこと。

受注者の責によらず土日に施工を行わざるを得ない場合は、協議により、同一集に代替休日を設定するものとする。

- ・月単位の週休2日

対象期間の全ての月で現場閉所率又は平均休日率が28.5%以上のこと。

現場閉所による週休2日工事において、暦上の土日の閉所では28.5%に満たない月は、その月の土日の合計日数以上の閉所を行っている場合に、4週8休（28.5%）以上達成しているものとみなします。

- ・通期の週休2日

対象期間内の現場閉所率又は平均休日率が28.5%以上のこと。